

# 令和8年度岩手県児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修業務委託仕様書

## 1 本事業の趣旨

県内の児童福祉施設職員が児童虐待対応に関する知識・技術を習得することにより、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。

## 2 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

## 3 委託内容

### (1) 実施場所

岩手県内

### (2) 実施事業

令和8年度岩手県児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修業務委託

### (3) 研修時間等

ア 研修時間 概ね3時間程度

イ 受講対象 県内児童福祉施設等の職員

(一定の経験を有し、本研修受講後に各所属や地域での伝達研修等を実施できる方を想定)

### (4) 研修内容

事例を含む具体的な実践に関する内容を盛り込み、次の例を参考に企画する。

ア 児童虐待を取り巻く状況と対応の基本的理解

イ 虐待に気づくためのポイント

ウ 虐待が疑われる子どもへの関わり方

エ 虐待が疑われる保護者との関わり方

オ 行政や関係機関との連携した対応について

### (5) 事業実施に伴う事務等

ア 事業実施細目の企画立案及び研修スケジュールの作成

イ 研修の実施(当日の運営等)

ウ 講師及び関係機関との連絡調整

エ 事業実施に必要な通知、広報等

オ 講師等への謝金及び旅費、使用料、消耗費等の支出

カ その他、事業実施のために必要な事務

### (6) 留意事項

ア 個人情報管理

参加者等の個人情報は、個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)等により取り扱うこと。

イ 参加者アンケート、記録等

事業の実施にあたり、アンケートを実施するとともに、事業内容について記録すること。

ウ 契約の変更

契約時に定める仕様書による業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

#### 4 その他

- (1) 研修の受講者から研修に係る受講料及び資料代等の費用徴収は行わないこと。
- (2) 本委託業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。
- (3) 本委託業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、受託者と委託者において協議するものとする。